

## “大学の知的財産の活用及び産学連携”について

日本商工会議所  
平成16年4月16日

当所では、内閣府における総合科学技術会議・知的財産戦略専門調査会から“大学等の知的財産活性化のあり方に関する意見照会”を受けて、産学官連携に取り組んでいる全国の527商工会議所へのアンケート調査を実施し（実施時期：平成16年3月9日～23日）その結果を踏まえて、次の通り意見をとりまとめた。

## 記

## 1. 共同研究について

多くの中小企業は、共同研究のニーズが潜在的にあったとしても、研究資金が十分に確保できない、地域に大学がない、どうすれば大学と共同研究ができるかわからない、相談相手がないなど、基本的なことで躊躇しているケースが多い。中小企業が得られる情報が限られていることがその原因と考えられることから、中小企業のニーズと大学側のシーズのマッチングを促すため、大学の研究内容に関する情報提供、広報活動に注力し、大学側における一元的な相談窓口を明確にするべきである。

## 2. 技術移転について

中小企業にとっては、折角の知的財産であっても収益に結びつくまで時間を要し、投資しても成功の確率が高くない場合もある。このため中小企業が大学から技術移転等を受ける場合、成功報酬の形でライセンス料などの費用を支弁する方法があれば取り組みやすい。

## 3. TLOについて

企業、大学、行政は、それぞれが産学官連携に熱心な取り組みを開始しているが、相互の連携は必ずしも円滑ではない。中小企業にとって大学は敷居が高く、大学にとって中小企業は多種多様でどのように付き合えばいいのかわからない状況で、それぞれの側からの一方的な取組みにとどまっているためであり、大学と企業を結びつける優れたコーディネーター役（の育成）が必要不可欠である。

現状においてコーディネーターとしての役割を期待されているのはTLOであるが、多数の中小企業を対象とするには、人的、資金的に十分な活動のできる体制の整備が必要である。また、TLOのスタッフに民間企業との渉外に明るい人材を確保したり、民間経済団体等と協同で運営する仕組みなどを取り入れることによって、大学と中小企業との垣根を取り払う取組みが期待される。

## 4. その他

資金調達力に乏しい中小企業は、十分な研究開発資金を負担することが容易ではな

い。産学官連携のスキームに金融機関との提携を組み込んだり、大学保有知的財産権の移転や産学の共同研究に際して、大学が当該技術開発(及び事業化)の新規性、実現可能性、技術優位性などの技術評価をすることなどによって、金融機関の融資を促す方策の検討が必要である。

中小企業にとって大学の敷居は高く感じられるものであり、研究者の側からも企業を訪ね一緒に考える姿勢を期待する。また、大学側が中小企業との研究に真剣に取り組んでいただけよう、企業との共同研究をすることによって大学教授等が評価される仕組みの検討も必要である。

「審査請求料」「特許料」については減免制度があるものの、特許に要する費用は中小企業にとって負担が大きいことから、特許権の取得費用に係る税額控除制度が必要である。

多数の中小企業を会員とする商工会議所は、産学官連携において、大学と企業の垣根を取り払い、双方が有機的に連携し、新規事業育成へと結びつけるコーディネーターとしての役割を果たすことを中小企業から期待されている。既に、複数の商工会議所が、地域における大学、TLOと中小企業の交流等に取り組み、マッチング等の成果をあげつつある。日本商工会議所としても、地域経済の活性化のため、商工会議所が産学官連携の推進に取り組んでいくことが重要と考えており、大学、TLOにおいても多種多様な中小企業にアプローチする手段として商工会議所の活用を検討いただきたい。

また、中小企業と大学の連携を促進するためには中小企業が研究開発資金を調達することが大きな課題の一つであるため、中小企業の技術開発を支援するSBI R(中小企業技術革新制度)について、より多くの中小企業者の利用が可能となるよう支出目標額(特定補助金等)の一層の増額を図ることが必要である。

以上

参考

## 個別の意見・要望事項

以下は、各地で産学官連携に取り組んでいる商工会議所から寄せられた意見・要望について代表的な事項を列記したものの。

### 1. 大学の知的財産取得及びその移転について

国では、大学発ベンチャー1千社を目標に掲げており、特区を活用した新しい専門教育づくりを考えるなど、日本の大学においても新しい動きが生まれつつある。日本における産学連携は諸外国に比べ遅れていた面があったが、近年はTLOの設立等により大きく変わってきている。積極的な展開により経済の活性化が図られることを期待している。

生き残りをかけて今後大学間の競争が一層激化すると予想されるが、知的財産が一部の大学に偏ることを心配する。地方の大学が空洞化し、ひいては地場産業の停滞を招く事を懸念する。

日本の、特に中小企業において知的財産の重要性に対する認識が高くないことを考えると、「知財立国」としての展開は当然進められるべき事だと思う。特に知財の価値評価については、一定のスタンダードを設けるべき。

大学の法人化に伴い、各大学が事業展開の1つとして積極的に展開されることは当然と考える。また、この事は我が国経済の活性化・成長にも大いに寄与すると期待している。

大学側の知的財産を企業が利用することについては、産業の活性化を図るために多いに役立つ。

### 2. 中小企業等が大学との共同研究を行ううえで不自由なこと

日本での産学連携は一部の企業と一部の教授との点と点の繋がりしかなく、システムとしてバックアップするような体制が整備されていない状況にある。

近隣の大学は決して多くない環境にあることもあるが、企業のニーズと大学のシーズが、なかなかマッチングしにくい状況である。

人材、財力の豊富な大企業との共同研究が優遇される傾向があること。

まずは中小企業が得られる情報が限られており、共同研究以前に、金銭的なこと、相談する相手、どんな相談ができるのかなど、基本的なことで躊躇されているケースが多い。当市内の企業は中小零細企業がほとんどで、研究開発に費やす金額が少なく、大学などとの共同/委託研究に費用を使うという意識が低い。技術相談で安易に答えを求めようとして、その解答が得られながら、その先へ進まないケースが多いのが現状である。

自社研究テーマと大学の研究所(教授)とのパイプをどう形成していくのか、格差はあるが大学の研究内容に対する情報・広報が不足しているように思われる。相談、指導、委託研究に対する費用がどの程度必要なのか中小企業者にとって不安な部分がある。

中小企業には、金銭的に余裕がない事業所が多く、共同研究をする場合の費用が大きな負担となっている

大学も中小企業も共同研究の内容に特許の侵害がないか、市場性が本当にあるのかという点の検証が乏しい。

### 3. 大学から特許等知的財産の譲渡またはライセンス、技術移転等を受けるため不自由なこと、また、大学側あるいは国に対する要望

ライセンスを得るために自社の技術者を長期に出向させる必要がある場合があり、資金的な負担が大変である。

事務手続きを出来るだけ簡略化して頂き、地域の中小企業が活用しやすいようにして頂きたい。日本経済の活性化、発展のために積極的に譲渡、ライセンス契約を推進するような国の指導をお願いしたい。

中小企業にとっては、折角の知的財産が、収益に結びつくまで時間を要するし、折角投資しても、成功の確率が必ずしも高くない場合がある。その際、成功報酬の形で費用を支弁する方法があれば取組みやすい。

中小企業から大学に入って、研究者の持っている自社で利用できる技術を探す必要があるのは勿論だが、研究者の側にも企業を尋ね、一緒に考える姿勢が欲しい

### 4. 大学に知的財産本部や TLO が設立されつつあるが、その利用にあたって大学側あるいは国に対する要望

知的財産の判定、管理については、大学の自己資産として当然行うべきだと思うが、その移転に係る TLO のビジネスについては、民間主導のインキュベーターが主体となって

行うべきである。新潟県など、県が主導しているところもあるが、モノづくりはあくまでマーケット指向によるものであることから、行政区域をまたいででも、民間へシフトすべきと考える。

設立されている大学は積極的に情報公開、情報発信して頂き大企業はもとより、地域中小企業が活用しやすい体制整備をして頂きたい。

## 5. 中小企業等が大学との共同研究等産学官連携を推進するために重要なこと

一般的に産学連携に関して誤解と間違った先入観で話が進んでいる状況にある。産業界からの「問題解決依頼」だけを産学連携の目標にすべきではない。「問題解決」だけでは大学への隷属的な産学連携になり、産業と大学の共倒れになりかねない。大学と産業界がお互いに対等であってこそ産学連携が可能となるのでは。大学の持つ情報を産業界にもっと発信する必要がある。

企業と大学の交流、いわゆる産学交流の基盤がまだまだ確立していない。単一大学だけでない、地域の複数の大学をまとめるコーディネーター的存在が必要。TLOもその一環ではあるが、当地域を中心としたネットワーク的組織が今後必要になってくるのではないか。

日頃の交流を通じたお互いの信頼関係の構築。

法整備も視野に入れながら、知的財産の産学配分についての明確な基準を設けること。

企業側への技術指導等がリアルタイムに行うことができる超高速通信網等のインフラを地方においても整備充実すること。

産学の双方で、マーケティング、ファイナンスなどを含めたMOT（技術経営）の認識を高める必要がある。それをベースにしたコーディネーターの育成・活用が最重要課題になる。

中小企業のレベル、立場に立って親身になって相談を受けて頂くこと。企業秘密を守秘する。中小企業が活用しやすいような価格設定。

コーディネータのコーディネート力と、企業側と大学側との考え方をすり合わせ、目的を明確にしておく必要がある。また、大学側との連携を密にするため専任の担当も必要。

## 6 . 産学官連携全般について、国に対する要望

知的財産の国外への流出を防ぐとともに、地域の中小企業等が今後益々活力を生み出すことのできる基盤整備と併せて、大学など高等教育機関、研究機関に対し大手企業に偏ることなく、中小企業への一層の技術移転、知的財産の活用を促して欲しい。そのためにも新技術製品化に係る必要経費に対する補助制度等を導入して欲しい。

大型プロジェクトや、産学連携のプロジェクトに対する支援事業はあるが、プロジェクト内での助成金利用についての裁量を事業管理者にもっと委譲して欲しい。

各地において産学連携事業が活発化している。繁雑な事務手続きをせずに自由にダイナミックに事業展開が出来る体制整備をお願いする。研究することによって大学教授等の評価につながるようであれば、学者が真剣に中小企業との研究に取り組んでもらえない。

産学連携については研究費の捻出が一つの課題となるので、助成制度の拡充を検討して欲しい。

以 上